

鳥取県公報

平成29年7月20日 (木) 号外第64号

毎週火・金曜日発行

◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(485)(経営支援課)・・・・・	
漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(486)(水産課)・・・・・・・	• • • • • 4

示

鳥取県告示第485号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成29年7月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成29年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	の欄に掲ける規定を同表 改 正 後				改正			
1 規則第3条第	第1項の利子補給率		1	規則第3条領	第1項の利子	補給率		
農業近代化	利子補給率		農業近代化 利子補給率					
資金の種類	農業近代 法第2条	法第2条		資金の種類	農業近代	法第2条	法第2条	
	化資金融 第2項第	第2項第			化資金融	第2項第	第2項第	
	通法(昭和 1号に掲	2 号から			通法 (昭和	1号に掲	2 号から	
	36年法律 げる融資	第 5 号ま			36年法律	げる融資	第 5 号ま	
	第202号。 機関が同	でに掲げ			第202号。	機関が同	でに掲け	
	以下「法」 条第1項	る融資機			以下「法」	条第1項	る融資機	
	という。) 第2号か	関が同条			という。)	第2号か	関が同条	
	第2条第 ら第4号	第1項第			第2条第	ら第4号	第1項第	
	2 項第 1 までに掲	2号から			2項第1	までに掲	2 号から	
	号、第2 げる者に	第4号ま			号、第2	げる者に	第4号ま	
	号、第4号 貸し付け	でに掲げ			号、第4号	貸し付け	でに掲げ	
	及び第5 る場合	る者に貸			及び第5	る場合	る者に貸	
	号に掲げ	し付ける			号に掲げ		し付ける	
	る融資機	場合			る融資機		場合	
	関が同条				関が同条			
	第1項第				第1項第			
	1号に掲				1号に掲			
	げる者に				げる者に			
	貸し付け				貸し付け			
	る場合				る場合			
1 規則別	略	年0.70		1 規則別	略		年0.65	
表第1号		パーセント		表第1号			パーセント	
に掲げる				に掲げる				
資金				資金				
2 規則別	略	年0.70		2 規則別	略		年0.65	
表第2号		パーセント		表第2号			パーセント	
に掲げる				に掲げる				
資金				資金				
3 規則別	略	年0.70		3 規則別	略		年0.65	
表第3号		パーセント		表第3号			パーセント	
に掲げる				に掲げる				

資金			
4 規	則別	略	年0.70
表第	4 号		パーセント
に掲	げる		
資金			
略			
7 規	則別	略	年0.70
表第	7号		パーセント
に掲	げる		
資金			
8 規	則別	略	年0.70
表第	8号		パーセント
に掲	げる		
資金			

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資	上乗せする率
金	
規則別表第1号、第5号又	年0.08パーセント
は第8号に掲げる資金(償	
還期限が <u>10年</u> 以内であるも	
のに限る。) のうち当該資金	
を借り受けた者の住所地を	
所管する市町村(以下「市	
町村」という。) が年0.08	
パーセントの割合で利子補	
給金を交付するもの	
規則別表第1号、第5号又	年0.09パーセント
は第8号に掲げる資金(償	
還期限が10年を超え11年以	
内であるものに限る。) のう	
ち市町村が年0.09パーセン	
トの割合で利子補給金を交	
付するもの	
規則別表第1号、第5号又	年0.10パーセント
は第8号に掲げる資金(償	
還期限が11年を超え12年以	
内であるものに限る。) のう	
ち市町村が年0.10パーセン	
トの割合で利子補給金を交	
付するもの	

資金		
4 規則別	略	年0.65
表第4号		パーセント
に掲げる		
資金		
略		
7 規則別	略	年0.65
表第7号		パーセント
に掲げる		
資金		
8 規則別	略	年0.65
表第8号		パーセント
に掲げる		
資金		

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資	上乗せする率
金	
規則別表第1号、第5号又	年0.08パーセント
は第8号に掲げる資金(償	
還期限が <u>12年</u> 以内であるも	
のに限る。) のうち当該資金	
を借り受けた者の住所地を	
所管する市町村(以下「市	
町村」という。) が年0.08	
パーセントの割合で利子補	
給金を交付するもの	

規則別表第1号、第5号又 は第8号に掲げる資金(償 還期限が12年を超え13年以 内であるものに限る。)のう ち市町村が <u>年0.11パーセン</u> 上の割合で利子補給金を交 付するもの	年0.11パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)のうち市町村が <u>年0.125パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.125パーセント
略	

規則別表第1号、第5号又 は第8号に掲げる資金(償 還期限が12年を超え13年以 内であるものに限る。)のう ち市町村が <u>年0.09パーセン</u> 上の割合で利子補給金を交 付するもの	年0.09パーセント
規則別表第1号、第5号又 は第8号に掲げる資金(償 還期限が13年を超え14年以 内であるものに限る。)のう ち市町村が年0.105パーセ ントの割合で利子補給金を 交付するもの	年0.105パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.12パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.12パーセント
略	

鳥取県告示第486号

平成23年鳥取県告示第497号 (漁業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。

平成29年7月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成29年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後						改 正 前							
1	1 規則第2条第1項の利子補給率					1	1 規則	训第2	条第1項	夏の利子	補給率			
	漁業近代		利]子補給	率			漁業	近代		利	子補給	率	
	化資金の	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2		化資	金の	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2
	種類	代化資	条第2	条第2	条第2	条第2		種類		代化資	条第2	条第2	条第2	条第2
		金融通	項第5	項第1	項第2	項第5				金融通	項第5	項第1	項第2	項第5
		法(昭	号に掲	号に掲	号及び	号に掲				法(昭	号に掲	号に掲	号及び	号に掲
		和44年	げる融	げる融	第4号	げる融				和44年	げる融	げる融	第4号	げる融
		法律第	資機関	資機関	に掲げ	資機関				法律第	資機関	資機関	に掲げ	資機関
		52号。	が、同	が、同	る融資	が、同				52号。	が、同	が、同	る融資	が、同
		以下	条第1	条第1	機関	条第1				以下	条第1	条第1	機関	条第1

	が 同 項第6		項第1項第6	が同	項第6
とい号から号に推			号から 号に掲		
	行 項第 6 第10号		第5号 げる者		
第2条 まで及 に貸し			まで及に貸し		
第2項 び第10 付ける			び第10 付ける		
第1号 号に掲 場合	までに者(同		号に掲場合	までに	
	掲げる 項第10		げる者	掲げる	
4 号ま (令第	者(同号に掲		(令第	者(同	
でに掲 5条に	項第10 げる者		5条に	項第10	
	号に掲 にあっ		規定す	号に掲	
資機関る団体	げる者ては、		る団体	げる者	
が、同に限	にあっ 令第5		に限	にあっ	
条第1 る。) に	ては、条に規		る。) に		条に規
項第1 貸し付	令第5定する		貸し付	令第5	
号から ける場	条に規団体を		ける場	条に規	
第5号合	定する 除く。)	第5号		定する	
まで及	団体をに貸し	まで及		団体を	
び第10	除く。) 付ける	び第10		除く。)	
号に掲	に貸し場合	号に掲		に貸し	場合
げる者	付ける	げる者		付ける	
(漁業	場合	(漁業		場合	
近代化		近代化			
資金融		資金融			
通法施		通法施			
行令		行 令			
(昭和		(昭和			
44年政		44年政			
令 第		令 第			
209号。		209号。			
以下		以下			
「令」		「令」			
とい		とい			
う。)		う。)			
第1条		第1条			
第3号		第3号			
に規定		に規定			
する団		する団			
体に限		体に限			
る。)		る。)			
に貸し		に貸し			
付ける		付ける			
場合		場合			
略		略			
4 規則別 略	年0.70 年0.70	4 規則別 略		年0.65	年0.65
表第3号	パーセパーセ	表第3号			パーセ

	に掲げる		ント	<u>ント</u>		に掲げる		ント	ント
	資金					資金			
Ę	5 規則別	略	年0.70	年0.70		5 規則別	略	年0.65	年0.65
	表第4号		パーセ	パーセ		表第4号		パーセ	パーセ
	に掲げる		ント	ント		に掲げる		ント	<u>ント</u>
	資金					資金			
	略		•	•		略		•	
8	8 規則別	略	年0.70	年0.70		8 規則別	略	年0.65	年0.65
	表第7号		パーセ	パーセ		表第7号		パーセ	パーセ
	に掲げる		ント	ント		に掲げる		ント	ント
	資金					資金			
(9 規則別	略	年0.70	年0.70		9 規則別	略	年0.65	年0.65
	表第8号		パーセ	パーセ		表第8号		パーセ	パーセ
	に掲げる		ント	ント		に掲げる		ント	ント
	資金					資金			
			•			•		•	•
2	略				2	略			